

「週休2日工事実施要領」（令和7年3月5日付け6農総第356号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 建設業の将来における担い手の確保・育成に向けて、公共工事に従事する者の適正な労働条件を確保するために、<u>受発注者ともに工事における週休2日の取組を推進する</u>ものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 休工率（現場閉所率）：対象期間（第5条）の全日数に対する休工日数の割合をいう。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象外とした工事のうち、契約後、受注者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期<u>延長</u>は行わない）。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(形式)</p> <p>第4条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日</p> <p>完全週休2日とは、対象期間（第5条）内の<u>全ての週</u>において土曜日及び日曜日を基本の休工日とすることをいう。ただし、<u>受注者の責によらず</u>土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）に振替休工を取得すれば、休工と認めるものとする。<u>なお、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は完全週休2日を達成しているものとみなす。(別紙3 参考1)</u></p> <p>(2) 週単位の週休2日</p> <p>週単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において、<u>曜日や理由を問わず</u>1週間に2日間以上の休工を行うことをいう。ただし、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は週休2日を達成しているものとみなす。<u>(別紙3 参考2)</u></p> <p>(3) 月単位の週休2日</p> <p>月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての月において休工率が28.5%以上であることを</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 建設業の将来における担い手の確保・育成に向けて、公共工事に従事する者の適正な労働条件を確保するための<u>取組として、発注者指定型の週休2日工事を実施する。なお、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日」及び「月単位の週休2日」の取得を目指す</u>ものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本要領における用語は、次のとおり定義する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 完全週休2日取得率：対象期間（第5条）の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。</u></p> <p><u>(3)</u> 休工率（現場閉所率）：対象期間（第5条）の全日数に対する休工日数の割合をいう。</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第3条 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。なお、対象外とした工事のうち、契約後、受注者が対象工事とすることを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（このことによる工期<u>延期</u>は行わない）。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(形式)</p> <p>第4条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日</p> <p>完全週休2日とは、対象期間（第5条）内において土曜日及び日曜日を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、<u>地元条件等により</u>土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日</p> <p>週単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての週において、1週間に2日間以上の休工を行うことをいう。ただし、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は週休2日を達成しているものとみなす。（別紙3参照）</p> <p>(3) 月単位の週休2日</p> <p>月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内の全ての月において休工率が28.5% <u>(4週8休)</u>以上</p>

改 正	現 行								
<p>いう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休工している場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。<u>(別紙3参考3)</u></p> <p>(4) 通期の週休2日 通期の週休2日とは、対象期間（第5条）内において休工率が28.5%以上であることをいう。</p> <p>(対象期間) 第5条 対象期間は、<u>工事着手[*]した日</u>から完了届提出日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう努めるものとする。 <u>※工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</u></p> <p><u>(1) (削除)</u> (1) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から完了届提出日までの期間）</p> <p>(2) 夏季休暇（3日間） (3) 年末年始休暇（6日間） (4) 工場製作のみの期間 (5) 工事全体を一時中止している期間 (6) 発注者が対象外と判断する作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）</p> <p>(取組内容) 第6条 取組内容は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 発注者は、対象工事の当初設計において、<u>月単位の週休2日</u>の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。 <u>(表を削除)</u></p> <p>(3) (略) (4) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により<u>前月の週休2日</u>の実施状況（休工日及び非対象期間を明示）をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。<u>なお、最終月については、施工完了後速やかに当該月の実施状況を監督員に提出すること。</u></p>	<p>であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休工している場合に、28.5% <u>(4週8休)</u> 以上を達成しているものとみなす。</p> <p>(4) 通期の週休2日 通期の週休2日とは、対象期間（第5条）内において休工率が28.5% <u>(4週8休)</u> 以上であることをいう。</p> <p>(対象期間) 第5条 対象期間は、<u>契約締結日の翌日（余裕期間制度（フレックス方式）を適用する場合は工事の始期）</u>から<u>工事完了日（完了届提出日）</u>までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始する日（以下「施工開始日」という。）の前日までの期間）</u> (2) 後片付け期間（施工を完了した日 <u>(以下「施工完了日」という。)</u>の翌日から<u>工事完了日（完了届提出日）</u>までの期間） (3) 夏季休暇（3日間） (4) 年末年始休暇（6日間） (5) 工場製作のみの期間 (6) 工事全体を一時中止している期間 (7) 発注者が対象外と判断する作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）</p> <p>(取組内容) 第6条 取組内容は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 発注者は、対象工事の当初設計において、<u>4週8休以上（通期の週休2日）</u>の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工取得状況に応じて補正係数を変更するものとする。 <u>なお、当初設計において行う経費の補正は、下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1218 1177 2033 1321"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>経費補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）</td> <td>4週8休以上（通期）</td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td>補正なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略) (4) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）をカレンダー形式にて提出するものとし、監督員は、これを確認する。</p>	工種区分	経費補正	土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）	補正なし	森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）	4週8休以上（通期）	建築工事	補正なし
工種区分	経費補正								
土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）	補正なし								
森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）	4週8休以上（通期）								
建築工事	補正なし								

改 正	現 行
<p>月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、<u>月単位</u>の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受注者は、<u>月単位</u>の週休2日を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</p> <p>(工事成績評価)</p> <p>第7条 工事成績評価については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日 <u>又は週単位の週休2日</u> <u>完全週休2日又は週単位の週休2日</u>が達成された場合、工事成績評価表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。</p> <p>(2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評価表の「<u>2. 施工状況 II. 工程管理</u>」において評価する。</p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p>2 提出された<u>休工取得計画表</u>が週休2日の取得を前提にしていけないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価表の「7. 法令遵守等」において2点減ずる。</p> <p>(取組証の発行)</p> <p>第8条 週休2日工事取組証(様式1)は、総合評価落札方式競争入札において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものと<u>し</u>、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やか(完了した年度内)に受注者に対して取組証を発行する。ただし、森林整備工事については、取組証発行<u>対象外とする</u>。</p> <p>(週休2日の取得に伴う経費の補正)</p> <p>第9条 週休2日の取得に伴う経費の補正については、次によるものとする。</p> <p>(1) 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事又は森林整備保全事業設計積算要領の工種区分(別紙2)を適用する工事 それぞれの経費に休工<u>状況</u>に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2-1~3-2の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象とし</p>	<p><u>ただし</u>、月の全てが非対象期間となる場合は、監督員と協議の上、実施状況の提出を省略できる。この場合、当該非対象期間の終了後、最初に提出する実施状況に、実施状況の提出を省略した月が非対象期間であったことを明記し、監督員の確認を受けるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、<u>通期</u>の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 受注者は、<u>通期</u>の週休2日を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</p> <p>(工事成績評価)</p> <p>第7条 工事成績評価については、次のとおりとする。<u>なお、達成した取組については、全て評価するものとする。(別紙3参照)</u></p> <p>(1) 完全週休2日 <u>完全週休2日取得率が80%以上かつ、休工率が28.5%(4週8休)以上</u>が達成された場合、工事成績評価表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。</p> <p>(2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評価表の「<u>6. 社会性等 I. 地域への貢献度</u>」において評価する。<u>なお、週単位の週休2日が達成された場合は、同様の評価を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 通期の週休2日</u> <u>通期の週休2日が達成された場合、工事成績評価表の「2. 施工状況 II. 工程管理」において評価する。</u></p> <p>2 提出された<u>工程表や施工計画書</u>が週休2日の取得を前提にしていけないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価表の「7. 法令遵守等」において2点減ずる。</p> <p>(取組証の発行)</p> <p>第8条 週休2日工事取組証(様式1)は、総合評価落札方式競争入札において取組実績を証明するものとなる。<u>前条の規定により工事成績評価において評価した場合で</u>、受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものと<u>する。また、その場合は</u>、監督員は工事目的物の引き渡し後、速やか(完了した年度内)に受注者に対して取組証を発行する。ただし、森林整備工事については、<u>工事成績評価において評価した場合でも</u>取組証は発行<u>しない</u>。</p> <p>(週休2日の取得に伴う経費の補正)</p> <p>第9条 週休2日の取得に伴う経費の補正については、次によるものとする。</p> <p>(1) 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事又は森林整備保全事業設計積算要領の工種区分(別紙2)を適用する工事 それぞれの経費に休工<u>率</u>に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2-1~3-2の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象とし</p>

改 正	現 行
<p>しないものとする。</p> <p>(2) 建築工事</p> <p><u>①複合単価</u></p> <p>複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-3の補正係数を乗じて補正する。</p> <p><u>②市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格</u></p> <p>市場単価方式については、別表4-1～4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。</p> <p>【新営工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>【全館無人改修（基準価格の算定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表4-1～4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。</p> <p>【新営工事、全館無人改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 <p><u>③単位施工単価</u></p> <p><u>ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。</u></p> <p><u>シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。</u></p> <p><u>補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。</u></p> <p>【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】</p> $\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}$ <p>【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】</p> $\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}$ <p>(3) (略)</p> <p>付則 一～三 (略)</p> <p><u>四 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>しないものとする。</p> <p>(2) 建築工事</p> <p>複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-3の補正係数を乗じて補正する。<u>また、市場単価方式については、別表4-1～4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。</u></p> <p><u>なお、完全週休2日取得率が100%となる場合は、完全週休2日の補正係数を乗じて補正するものとする。</u></p> <p>【新営工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>【全館無人改修（基準価格の算定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p><u>また、物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表4-1～4-3の補正率を用いた以下の式により補正する。</u></p> <p>【新営工事、全館無人改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>付則 一～三 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正				現 行			
別表 1-1~1-3 (略)				別表 1-1~1-3 (略)			
別表 2-1 (略)				別表 2-1 (略)			
別表 2-2 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数 (林務:別紙 2 を適用する工事)				別表 2-2 市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数 (林務:別紙 2 を適用する工事)			
名称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日	名称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		(略)	(略)	鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		(略)	(略)
鉄筋工 (ガス圧接)		(略)	(略)	鉄筋工 (ガス圧接)		(略)	(略)
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	(略)	(略)	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	(略)	(略)
	撤去	(略)	(略)		撤去	(略)	(略)
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	(略)	(略)	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	(略)	(略)
	撤去	(略)	(略)		撤去	(略)	(略)
防護柵設置工 (落石防護柵)		(略)	(略)	防護柵設置工 (落石防護柵)		(略)	(略)
防護柵設置工 (落石防護網)		(略)	(略)	防護柵設置工 (落石防護網)		(略)	(略)
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	(略)	(略)	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	(略)	(略)
	撤去	(略)	(略)		撤去	(略)	(略)
道路標識設置工	設置	(略)	(略)	道路標識設置工	設置	(略)	(略)
	撤去・移設	(略)	(略)		撤去・移設	(略)	(略)
道路付属物設置工	設置	(略)	<u>1.01</u>	道路付属物設置工	設置	(略)	<u>1.00</u>
	撤去	(略)	(略)		撤去	(略)	(略)
法面工		(略)	(略)	法面工		(略)	(略)
吹付砕工		(略)	(略)	吹付砕工		(略)	(略)
軟弱地盤処理工		(略)	(略)	軟弱地盤処理工		(略)	(略)
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		(略)	(略)	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		(略)	(略)
<u>橋梁用伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
別表 3-1 (略)				別表 3-1 (略)			
別表 3-2 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数 (林務:別紙 2 を適用する工事)				別表 3-2 土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数 (林務:別紙 2 を適用する工事)			
名称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日	名称	区分	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
区画線工		(略)	(略)	区画線工		(略)	(略)
排水構造物工		(略)	(略)	排水構造物工		(略)	(略)
コンクリートブロック積工		(略)	(略)	コンクリートブロック積工		(略)	(略)
構造物とりこわし工	機械	(略)	(略)	構造物とりこわし工	機械	(略)	(略)
	人力	(略)	(略)		人力	(略)	(略)

改		正	
<u>橋梁塗装工</u>		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
<u>塗膜除去工</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
<u>道路反射鏡設置工</u>	設置	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
<u>侵食防止用植生マット工</u> <u>(養生マット工)</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>

別表 4-1～4-3 (略)

別紙 1 土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	(略)
農用地造成工事	(略)
舗装工事	(略)
道路改良工事	(略)
水路トンネル工事	(略)
水路工事	(略)
排水路工事	(略)
河川工事	(略)
管水路工事	(略)
管更生工事	(略)
畑かん施設工事	(略)
干拓工事	(略)
海岸工事	(略)
コンクリート補修工事	(略)
ため池工事	(略)
その他土木工事(1)	(略)
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ポーリング・グラウト、 <u>ため池廃止、ため池附帯構造物(安全施設工等)</u>
フィルダム工事	(略)
コンクリートダム工事	(略)
施設機械設備等工事	(略)

別紙 2 (略)

別紙 3 (参考資料のため略)

現 行			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別表 4-1～4-3 (略)

別紙 1 土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	(略)
農用地造成工事	(略)
舗装工事	(略)
道路改良工事	(略)
水路トンネル工事	(略)
水路工事	(略)
排水路工事	(略)
河川工事	(略)
管水路工事	(略)
管更生工事	(略)
畑かん施設工事	(略)
干拓工事	(略)
海岸工事	(略)
コンクリート補修工事	(略)
ため池工事	(略)
その他土木工事(1)	(略)
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ポーリング・グラウト
フィルダム工事	(略)
コンクリートダム工事	(略)
施設機械設備等工事	(略)

別紙 2 (略)

別紙 3 (参考資料のため略)

改 正

現 行

(様式1)

第 号
年 月 日

週休2日工事取組証

名称
代表者名(契約の相手方)様

工 事 名	
工 事 の 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※ 1	
形 式 ※ 2	<input type="checkbox"/> 完全週休2日※3
	<input type="checkbox"/> 週単位の週休2日※4
	<input type="checkbox"/> 月単位の週休2日

- ※1 森林整備工事は取組証発行対象外。
- ※2 該当する形式を選択する。通期の週休2日は取組証発行対象外。
- ※3 完全週休2日を達成した場合、週単位の週休2日と月単位の週休2日も達成となるが、完全週休2日にもみチェックを入れる。
- ※4 週単位の週休2日を達成した場合、月単位の週休2日も達成となるが、週単位の週休2日にもみチェックを入れる。

愛知県〇〇〇所長

(様式1)

第 号
年 月 日

週休2日工事取組証

名称
代表者名(契約の相手方)様

工 事 名	
工 事 の 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※ 1	
形 式 ※ 2	<input type="checkbox"/> 完全週休2日
	<input checked="" type="checkbox"/> ※3 月単位の週休2日
	<input type="checkbox"/> ※4 週単位の週休2日)

- ※1 森林整備工事は取組証発行対象外。
- ※2 該当する形式を選択する。通期の週休2日は取組証発行対象外。
- ※3 月単位の週休2日を達成した場合、チェックを入れる。
- ※4 週単位の週休2日を達成した場合、※3のチェックに加え、チェックを入れる。

愛知県〇〇〇所長